課外活動(体育会)に参加される学生の皆様へ

スポーツ振興グループ

12月1日以降の課外活動(体育会)の取り扱いについて【活動段階Ⅲ】(12月1日更新)

12月1日以降の課外活動(体育会)の取り扱いについては、引き続き、集客を伴う自主開催行事や宿泊を伴う事業等を含めた感染リスクの高い活動のみならず、通常活動においても感染防止対策を徹底したうえで、活動するようにしてください。

なお、課外活動団体(体育会)において感染の疑いがある者または感染者が生じた場合の措置については、 「1 活動段階Ⅲの取り扱いについて(2) 課外活動団体(体育会)において感染の疑いがある者または感染者が生じた場合の措置」のとおりとします。

活動および感染症対策・感染の疑いがある者または感染者発生時の措置に関して、不明点・疑問点がある場合は、スポーツ振興グループにお問い合わせください。

記

【活動段階Ⅰ~Ⅲにおける活動の目安】



1 活動段階Ⅲの取り扱いについて

(1)対象期間 12月1日(木)~ ※活動における上限人数及び時間制限は設けない。

	活動時間		
活動場所	2022年12月1日 (木) ~12月26日 (月) 2023年1月7日 (土) ~	2022年12月27日 (火)、29日 (木) 2023年1月4日 (水) ~6日 (金) ※12月28日 (水) は体育施設使用不可	2022年12月30日 (金) ~ 2023年1月3日 (火)
千里山キャンパス (屋内施設)	【月曜〜土曜】7:00〜22:00 【日曜・祝日】7:00〜20:00 ※日曜・祝日の中央体育館、 東体育館は17:00閉館	9:00~17:00 ※新凱風館は17時閉館	完全閉館
千里山キャンパス (屋外施設)	【月曜〜土曜】7:00〜22:00 ※KAISERS BASEBALL FIELD、北広場、 中央グラウンドの照明は20:00消灯 【日曜・祝日】7:00〜20:00	9:00~17:00 ※新凱風館は17時閉館	完全閉館

注1) 部室の鍵の取り扱いについて

早朝練習 (7:00~9:00) を希望するクラブは、「鍵の受取許可願」をスポーツ振興グループに提出すること (「体育会マネージャー必携」参照)。また、活動終了時には必ず施錠し、閉館時刻までに返却すること。

- 注2) 学外施設を使用する場合は、当該施設のガイドラインを厳守し、十分な感染症対策を講じること。
- 注3) <u>施設使用上のルール及び下記「2 活動段階Ⅲにおける順守事項について」を順守しない団体があっ</u>た場合は、当該団体の活動を停止する。
- (2) 課外活動団体(体育会)において感染の疑いがある者または感染者が生じた場合の措置
 - ・感染の疑いがある者は、保健管理センター「体調不良報告フォーム」により、報告を行うこと。
 - ・感染者は、保健管理センター「罹患者陽性者報告フォーム」により、報告を行うこと。
 - ・感染の疑いがある者または感染者が<u>1週間であわせて5人確認された場合は、スポーツ振興グループに</u>報告を行うとともに、当該団体の活動を原則5日間停止すること。
 - ※感染疑いとは、コロナ疑いの者、熱がある者、風邪症状(頭痛やのど痛や鼻水や咳やインフルエンザ 疑いなど)があること。

2 活動段階Ⅲにおける順守事項について

- (1) 活動に関する順守事項
 - ・国、各都道府県、利用施設管理者、大学からの指示や要請を順守すること。
 - ・関係団体、連盟、協会等が新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを作成している場合は、 当該ガイドラインも順守すること。
 - ・毎日自宅で体温計測を実施すること。
 - ・軽度であっても発熱・咳・倦怠感・鼻水・咽頭痛・体調不良者は活動に参加しないこと。
 - ・キャンパス屋内及び公共交通機関利用の際など、飛沫感染リスクが高いと判断される場合に限り、マスクを積極的に着用すること。
 - ・3密(密閉・密集・密接)回避を徹底すること。
 - ・チェックシート及び参加者名簿は団体内における参加者管理や感染症対策として活用すること。
 - ・集団感染が発生した際は、参加者名簿の提出を求める場合がある。
- (2) 感染リスクの高い活動における順守事項
 - ・感染リスクの高い活動の感染症対策について、不明点がある場合は、スポーツ振興グループに相談すること。
- ア 集客を伴う自主開催行事
 - ・観客が大声を発する場合は、収容人数の半数以下で実施すること。
 - ・施設のルール、ガイドラインの順守を徹底すること。
- イ 合宿等の宿泊を伴う事業
 - ・挙行人数、期間について、慎重に協議し、施設のルール、ガイドラインの順守を徹底すること。
 - ・感染の疑いがある者または感染者が1名でも発生した場合は、当該団体の活動を停止し、スポーツ振 興グループに連絡すること。
- ウ 飲食を伴う事業
 - ・多人数での飲食を伴う会合を行う場合は、各都道府県の指示や利用施設等の要請を順守すること。
 - ・参加の強要又は不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。

(3) 必要な手続き

・「事業届」の提出

活動場所(学内・学外)及び内容(公式戦、練習試合、練習、ミーティング、合宿等)を問わず、活動する際は必ず事業届をスポーツ振興グループに提出すること。なお、事業の内容により詳細確認を行う場合がある。

宿泊を伴う活動および合宿等における新型コロナウイルス感染症対策について

宿泊を伴う活動においては、通常の活動と比べて、感染拡大のリスクが高まることが予想されます。 各部指導者・団体幹部(代表者・部長等)においては、下記の重要事項および留意事項等を熟読し、 構成員に周知徹底の上、実施するようにしてください。

万が一、感染の疑い(発熱・風邪症状等)がある者または感染者が1名でも発生した場合は、活動を 停止した上で、スポーツ振興グループに連絡してください。

記

1 重要事項

- ・本取り扱いを参加者全員が理解し、団体内で講じる感染症対策を把握していること。
- ・事業の参加について、事前に家族の同意を必ず得ていること。
- ・参加の強要または不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。
- ・咽頭痛や発熱等の症状がある体調不良者は活動に参加しないこと。
- ・宿泊中に罹患者が発生した場合の対応について、事前に宿泊先へ確認すること。
- ・宿泊先にて罹患者および濃厚接触者に該当した場合、帰阪できなくなる可能性があることに留意すること。(罹患者の場合は少なくとも7日間、濃厚接触者の場合は5日間)
- ・事業実施中における新型コロナウイルス感染症発生に伴う諸費用(検査費用、キャンセル料、滞在 費等)については、全て団体負担とし、大学は一切負担しない。

2 宿泊時における留意事項

・宿舎における感染症対策を順守すること。

3 体調管理に関する対応について

- ・事業実施宿泊前1週間および帰宅後3日間は健康観察を行い、咽頭痛や発熱等の体調不良を感じる場合は、必ず医師の診断を受けること。
- ・事業実施期間中に体調不良者が発生した場合は、指導者に連絡・相談のうえ適切に対応するととも に、スポーツ振興グループに連絡すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の発症・感染・重症化予防のため早期のワクチン接種を検討すること。
- ・体調不良者または罹患者が発生した場合における家族との連絡およびサポート体制について確認しておくこと。※部員の保護者の連絡先を緊急連絡先として把握しておくこと。

【問合せ先】 スポーツ振興グループ 06-6368-0254

以上